

生食輸発1025第1号
平成28年10月25日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産ハスの種子のアフラトキシン)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第1号(最終改正:平成28年10月24日付け生食輸発1024第1号)にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、中国産ハスの種子からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別表1に

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
中国	ハスの種子及びその加工品 (ハスの種子を5%以上含有するものに限る。)		総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係事業者への周知方よろしく申し上げます。